

## 飯豊町椿住宅団地宅地分譲地指定建築施工事業者資格審査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が旧山形県立置賜農業高等学校飯豊分校跡地を造成し、住宅の建築に供する土地の分譲に関し、飯豊町椿住宅団地宅地分譲要綱(令和元年告示第00号)第15条第2項に規定する指定建築施工事業者(以下「指定事業者」という。)に必要な資格、申請方法等について必要な事項を定めるものとする。

### (資格審査)

第2条 指定事業者の指定を受けようとする者は、指定に必要な資格に関する町長の審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業にあっては建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていない者

### (申請書の提出)

第3条 資格審査を受けようとする者は、飯豊町椿住宅団地宅地分譲地指定建築施工事業者資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、誓約書(様式第2号)及び飯豊町椿住宅団地宅地分譲地指定建築施工事業者登録票(様式第3号。以下「登録票」という。)を町長に提出しなければならない。

2 申請書の書式及び添付を必要とする書類等は、町長が別に定める。

3 申請書の提出時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期の資格審査にあっては、当該審査の認定をする年の1月から2月までの間で町長が定める期間
- (2) 随時の資格審査にあっては、随時

### (事業者の指定)

第4条 町長は、資格審査に当たっては、次に掲げる項目について審査し、適格であると認めるときは指定事業者に指定するものとする。

- (1) 第2条第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 資格審査を受けようとする者の主たる事務所が町内であること。
- (3) 誓約書及び登録票を提出していること。
- (4) その他(技術力、社会性、業務成績その他町長が必要と認めるもの)

2 町長は、その結果について速やかに申請者に通知するものとする。

### (指定事業者の講習)

第5条 前条の規定により指定された事業者は、別に定める指定事業者等を対象とした講習(以下「指定事業者講習」という。)を受講しなければならない。

### (資格者名簿の作成)

第6条 町長は、資格審査の結果に基づき指定事業者として指定した時は、飯豊町椿住宅

団地宅地分譲地指定建築施工事業者登録簿（以下「指定事業者名簿」という。）を作成するものとする。

（資格者名簿の有効期間）

第7条 指定事業者名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

（変更の届出）

第8条 指定事業者名簿に登載された者は、申請書の記載事項等に変更があったときは、直ちにその旨を町長に文書で届け出なければならない。

（資格の取消し及び通知）

第9条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を取消することができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて第4条第1項の規定による登録を受けたとき。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものとなったとき。
- (3) 法令の規定により許可等を必要とする業務につき、当該許可等の取消し等の処分を受けたとき。
- (4) 誓約書に記載された事項を守らなかったとき。
- (5) 指定事業者講習を受講しないとき。

2 町長は、前項の規定により資格者の資格を取消したときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。

（指定事業者名簿の閲覧・公表）

第10条 指定事業者名簿を一般の閲覧に供するため、飯豊町において閲覧所を設置するとともに、飯豊町のホームページその他の手段において公表する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、飯豊町椿住宅団地宅地分譲地指定建築施工事業者資格に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による令和元年度の申請書提出時期は、令和元年12月から令和2年2月までの間で町長が定める期間とする。

3 前項の規定により、申請書を提出し事業所の指定を受けた者の第7条の規定による指定事業者名簿の有効期間は、令和元年度及び令和2年度とする。